の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。	［一～七　同上］
［一～七　略］	［号を加える。］
八　当該有価証券がレバレッジ指標等に関する有価証券である場合にあっては、次に掲げる事項	
イ　当該レバレッジ指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、その旨及びその理由	
ロ　当該レバレッジ指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しないものであるときは、その旨及びその理由	
ハ　イ及びロに掲げる事項のほか、当該レバレッジ指標等及び当該レバレッジ指標等に関する有価証券の概要及び特性その他当該レバレッジ指標等及び当該レバレッジ指標等に関する有価証券の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項	
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和四年一月二十四日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）からこの府令による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に該当する者は、この府令の施行の日（次項において「施行日」という。）に当該金融商品取引業者等からこの府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新令」という。）第八十条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面の交付を受けたものとみなして、同項第五号の規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、新令第八十条第一項第一号及び第八十三条第一項の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○内閣府令第七十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十一条の二第一項の規定に基づき、金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十一月十九日　内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券の時価に乗ずべき率等）	（有価証券の時価に乗ずべき率等）
第二条　法第百六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乗ずべき率は、次の各号に掲げる取引及び率とする。	**第二条**　［同上］
一　信用取引　百分の三十（当該信用取引に係る有価証券がレバレッジ指標等（金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標であつて、その一日の変動率が他の指標の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されるものをいう。）に関する有価証券である場合にあつては、百分の三十に当該一定の数（当該一定の数が零に満たないときは、当該一定の数を零から差し引いた数）を乗じて得た率（その率が百分の三十に満たないときは、百分の三十）。第七条第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ並びに第三項第二号において同じ。）	一　信用取引　百分の三十
二　［略］	二　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和五年一月十日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第二条第一項第一号の規定は、この府令の施行の日以後に行う信用取引について適用し、同日前に行った信用取引については、なお従前の例による。